

各障害福祉サービス事業所等運営法人 御中

島根県健康福祉部障がい福祉課

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る計画書等の提出について

平素より、障害福祉サービス事業所等の適切な運営に御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」について、このたび提出様式を掲載しましたので、お知らせします。

当該交付金の取得を検討されている事業所におかれましては、以下の提出期限等をご確認いただき、期限までに提出いただきますようお願いいたします。

また、「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に関する Q&A」についても掲載を行っておりますので、併せてご確認ください。

記

1 提出期限

令和 6 年 4 月 15 日（月）

2 提出様式等

法人単位で以下の書類をご提出ください。

- ①-1 様式第 1 号 交付申請書
- ①-2 別紙様式 2-1（交付金）
- ①-3 別紙様式 2-2（交付金）
- ①-4 口座振替申出書、通帳の写し

※必ず県のホームページに掲載している様式でご作成ください。

【掲載場所】

トップ>医療・福祉>福祉>障がい者福祉>事業者向け 2 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金

3 提出先等

後日お知らせいたします。

【お問い合わせ先】

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金厚生労働省・子ども家庭庁コールセンター

電話番号：050-3733-0230

受付時間：9：00～18：00（土日含む）

※上記コールセンターへの電話が繋がらない場合、県へお問い合わせをいただくことがあります。その際は、質問票を FAX またはメールでのご照会にご協力をお願いいたします。

【障がい福祉課】 FAX：0852-22-6687

メール：syogai-kyufu@pref.shimane.lg.jp

【石見指導監査室】 FAX：0855-29-5547

メール：shougai-iwami@pref.shimane.lg.jp

（メールの表題に「処遇改善臨時特例交付金疑義照会」と記載）